

(機械の新設等の許可申請)

第二条 条例第四条第一項の規定により許可を受けようとする者

は、機械(作業)許可申請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 付近の見取図

二 建築物の配置図(屋外作業を必要とする場合にあつては、その作業を行なう場所を明示すること。)

三 作業場の建物の姿図

四 条例別表第一に掲げる機械については、その機械の配置図及び構造図又はこれらに準ずるもの

五 条例別表第二に掲げる作業については、その作業に使用する

機械、装置等の配置図及び作業工程図

六 別表第一に掲げる機械のうち鍛造機、碎石機及び圧縮機につ

いては、その機械の基礎図面

(機械の新設等の届出)

第三条 条例第六条の規定により届出をしようとする者は、機械

(作業)届出書(第二号様式)に前条第一号から第五号までに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。この場合にか

いて、前条第四号中「別表第一」とあるのは「別表第三」と、

同条第五号中「別表第二」とあるのは「別表第四」と読み替えるものとする。

(機械の使用開始等の届出)

第四条 条例第四条又は第六条の規定により許可を受け、又は届出をした者は、当該許可又は届出に係る機械の使用又は作業を開始

したときは、その日から十五日以内に機械使用(作業)開始届出書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。

(地位の承継)

第五条 条例第四条又は第六条の規定により許可を受け、又は届出をした者から当該許可又は届出に係る機械を設置し、又は作業を

行なう工場又は事業場の全部又は一部を譲り受け、又は借り受け

た者は、当該機械又は作業に関し、当該許可を受け、又は届出を

した者の地位を承継する。

2 条例第四条又は第六条の規定により許可を受け、又は届出をした者について相続又は合併があつたときは、その相続人又は合併

後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該許可又は届出に係る機械又は作業に関し、当該許可を受け、又は届出

をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により条例第四条又は第六条の規定による許可を

受け、又は届出をした者の地位を承継した者は、その日から三十日以内に地位承継届出書（第四号様式）を知事に提出しなければならない。

（事業廃止の届出）

第六条 条例第四条又は第六条の規定により許可を受け、又は届出をした者は、当該工場又は事業場の事業を廃止したときは、その日から三十日以内に事業廃止届出書（第五号様式）を知事に提出しなければならない。

（氏名等変更の届出）

第七条 条例第四条又は第六条の規定により許可を受け、又は届出をした者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に氏名（名称、住所、所在地）変更届出書（第六号様式）を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は住所（法人の場合にあつては、名称、代表者の氏名又は所在地）

二 工場又は事業場の名称又は所在地

（公害防止措置の届出）

第八条 条例第十二条第一項の規定により届出をしようとする者は、公害防止措置完了届出書（第七号様式）を知事に提出しな

ければならない。

（立入検査の証票）

第九条 第十三条第二項の規定による証票は、第八号様式によるものとする。

（公害審査委員会の委員）

第十条 神奈川県公害審査委員会（以下「委員会」という。）の委員は、県議会議員、学識経験のある者、県職員及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

2 学識経験のある者のうちから委嘱される委員の任期は、二年とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

（委員会の委員長及び副委員長）

第十一条 委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、議事を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第十二条 委員会の会議は、委員長が招集する。

第1章 労働 社会状態

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができなく。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(委員会の専門委員)

第十三条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び県職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

(委員会の幹事)

第十四条 委員会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、委員長の命を受けて委員会の事務を処理する。

(委員会の庶務)

第十五条 委員会の庶務は、企画調査部公害課において処理する。

(委員長への委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(事務の委任)

第十七条 次に掲げる事務は、市の区域にあつては、当該市の市長に委任する。

一 条例第六条の規定による届出(条例別表第三の十一及び二十二に掲げる機械に関する届出で、事業場に係るものに限る。)の受理に関する事務

二 前号の届出をした者に対する条例第七条の規定による命令に關する事務

三 条例第八条の規定による催告に関する事務

四 前各号に掲げる事務に伴う条例第十三条の規定による立入検査及び条例第十四条の規定による報告の徴収に関する事務

(申請書等の提出)

第十八条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する申請書及び届出書は、正本にその写し一通を添えて、当該工場又は事業場の所在地を管轄する市長又は地方事務所長を経由して提出しなければならない。

附則

一 この規則は、昭和三十九年六月一日から施行する。

二 神奈川県事業場公害防止条例施行規則(昭和二十七年神奈川県

規則第八号)は、廃止する。

三 この規則施行の日以後最初に開催される神奈川県公害審査委員会の会議は、第十二条第一項の規定にかかわらず、知事が招集する。

第一号様式

機械(作業)許可申請書

年月日

神奈川県知事殿

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名) ㊞

公害の防止に関する条例第四条第一項の規定により、機械(作業)について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

種類	能力又は必要動力数	用途	新設、増設、変更又は移転の別	年度	開始予定年月日	終了予定年月日	動時間	工場又は事業場	名称	所在地	業種	申請に係る機械	
												従業員数	人
									既設又は新設の別				既設、新設

第二号様式

機械(作業)届出書

年月日

神奈川県知事殿

種類	概	要	新規又は増加の別	開始予定年月日	予定作業時間	申請に係る作業	KW	工場又は事業場の構造	壁	厚さ	cm	柱	高さ	m	材料	材質	厚さ	cm
									屋根	cm	窓	cm	とびら	cm	床	cm	はり	cm
								公害の発生を防止するための具体的措置										

第1章 労働 社会状態

業種	所在地	名称	工場又は事業場	
			従業員数	人
種類	能力又は必要動力数	KW	係	機械
種類	概	要	係	作業
	増加又は別	新規又は開始	係	作業
		年月日	係	作業
		時間	係	作業

公害の防止に関する条例第六条の規定により、機械（作業）について、次のとおり届け出ます。

住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者氏名）  
Ⓣ

公害の発生を防止するための具体的措置	厚さ	材質	壁	構造
			屋根	
			窓とびら	
	高さ	材質	床	工場又は事業場の構造
			柱	
			はり	

第三号様式

機械使用（作業）開始届出書

年月日

神奈川県知事殿

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）  
Ⓣ

公害の防止に関する条例第四条（第六条）の規定により許可を受けた（届出をした）機械の使用（作業）を開始したので、公害の防止に関する条例に関する条例施行規則第四条の規定により、次のとおり届け出ます。

一 工場（事業場）の名称

二 工場（事業場）の所在地

- 三 機械（作業）の種類
- 四 機械使用（作業）開始年月日

第四号様式

地位承継届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）<sup>㊦</sup>

公害の防止に関する条例第四条（第六条）の規定により許可を受けた（届出をした）者の地位を承継したので、公害の防止に関する条例施行規則第五条第三項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 一 工場（事業場）の名称
- 二 工場（事業場）の所在地
- 三 機械（作業）の種類
- 四 承継の年月日
- 五 被承継者の氏名（名称）
- 六 被承継者の住所（所在地）
- 七 承継の原因

第五号様式

事業廃止届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）<sup>㊦</sup>

工場（事業場）の事業を廃止したので、公害の防止に関する条例施行規則第六条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 一 工場（事業場）の名称
- 二 工場（事業場）の所在地
- 三 廃止の年月日
- 四 廃止の理由

第六号様式

氏名（名称、住所、所在地）変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）<sup>㊦</sup>

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、公害の防止に関する条例施行規則第七条の規定により、次のとおり届け出ます。

第1章 労働 社会状態

- 一 工場（事業場）の名称
- 二 工場（事業場）の所在地
- 三 公害の防止の措置の概要
- 四 措置完了の年月日

公害の防止に関する条例第九条の規定による命令に基づき公害の防止の措置を講じましたので、同条例第十二条第一項の規定により、次のとおり届け出ます。

氏名（名称及び代表者氏名）<sup>㊦</sup>

住所（所在地）

第七号様式

公害防止措置完了届出書

年月日

神奈川県知事殿

一 変更の内容

(一) 変更前

(二) 変更後

二 変更の年月日

三 変更の理由

第八号様式（縦六・〇cm 横八・八cm）

（表）

第 号	立入検査証
写真 はりつけ	所属 職名
氏名	年 月 日 生
上記の者は公害の防止に関する条例第十三条第一項の規定により立入検査を行なう者であることを証明する。	
年 月 日	神奈川県知事 印

（裏）

公害の防止に関する条例（抜すい） （立入検査）
第十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、公害に関する調査、検査等のため、工場又は事業場とその職員

を立入検査させることができる。

2 前項の立入検査を行なう職員は、その身分を証する証票を携帯し、かつ、関係人の請求がある場合には、これを提示しなければならない。

3 事業主及び関係人は、第一項の規定による立入検査を拒むことはできなからず。

(罰則)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

二 第十三条第三項の規定に違反した者

(「神奈川県公報」神奈川県庁蔵)

### 三五〇 産業公害による農作物被害調査(一一二)

(一)

三〇工第一、一五七号

昭和三十年九月十日

商 工 部 長

神奈川県農業試験場長あて

工場の煤煙、ガス等による農作物の被害調査について

標記のことについて今般川崎市長金刺不二太郎から川崎市大師地域

の一部に八月末日頃地区工場(名称不明)から飛来せし煤煙、ガス等によると推測されるものの影響によつて該地区の農作物が相当程度の実害を被つているのでこれの原因を化学的に究明し善処願いたき旨の依頼があつた。

よつてこれの事態に対し理化学的視角から調査の上解明願ひ、報告を煩わしたく特に依頼する。

なお川崎市農林課調査による被害状況の調査資料を参考までに添付する。

#### 農作物被害状況調査

九月二日農林課調査による

一 発生の時期

昭和三十年八月二十九日〜三十日頃と推定

二 発生の区域

大師観音町、川中島町、藤崎町、中町、池上新田

三 被害作物の種類及び面積

水稻 一町八反五畝 陸稻 二反

何れも葉先一〇〜二〇程程度枯れこみ生育極めて悪く出穂中のものは収獲色し稔実不良である。

果樹



第1章 労働 社会状態

特に無花果約三町歩にわたり被害を受け、落葉落果甚しく全滅に近い果樹園も相当ある。

その他

農作物に限らず区域内の植物は殆んど被害を受け落葉しているか葉が損傷されている。

(二)

三〇農試一、〇六五号  
昭和三十年十月三日

神奈川県農業試験場長(印)

商工部長殿

工場の煤煙、ガス等による農作物の被害調査について

三〇工第一、一五七号にて依頼の標記のことに就いては調査結果次の通りに付報告致します。

記

- 一 被害発生時期 昭和三十年八月下旬
- 一 調査時期 昭和三十年九月十二日
- 一 公害の種類 工場の煤煙、ガス等による農産物への被害
- 一 被害地区  
川崎市 大師観音町、川中島町、藤崎町、中町、池上新田

一 被害状況

水、陸稻共に葉先が枯れ無花果は落葉落果を起し、特に観音町一丁目の無花果の被害は顕著である。

又農産物以外では「いちよう」「ぶらたなす」等の植物に相当の落葉が認められた。

一 被害葉の調査

同一の木より被害葉(既に枯死してゐる)と健全葉とを採取し、水に浸漬し溶出して来る成分(硫酸と塩素)を分析した結果は次の通りである。

分析値は乾物百分中

ぶらたなす(味の素株式会社傍)

	被害葉	健全葉
硫酸 (SO <sub>3</sub> )	〇・五三	〇・五四
塩素 (Cl)	〇・八四	一・四五
いちぢく(観音町一丁目)		
	被害葉	健全葉
硫酸 (SO <sub>3</sub> )	〇・六四	〇・五九
塩素 (Cl)	〇・六三	一・四〇

いちぢく (観音町一丁目 日本鋼管寄り)

被害葉

硫酸 (SO<sub>3</sub>) 〇・八八

塩素 (Cl) 〇・六七

尚農産課杉本技師の九月六日に採取した試料は  
いちぢく

被害葉 (観音町) 健全葉 (藤崎町)

硫酸 (SO<sub>3</sub>) 二・六一 〇・三二

塩素 (Cl) 二・〇六 〇・八六

一 判定

以上の事柄より判定すると九月十二日採取の試料では被害原因は捉えられなかつた。九月六日採取の試料より判断すると八月下旬に被害を受け枯死した葉は、その後の降雨により洗い流された為か、硫酸、塩素の含量が減少したものと思はれる。

特殊な気象条件下では下層部における空気中の硫酸、塩素等の濃度が高くなり、此の様な被害を惹起したものと思はれる。

(神奈川県商工部工務課「事業場公害関係書類」(昭和三十年) 神奈川県庁蔵)

三五一 ヨコハマゼンソクの実態

(表紙)

昭和三十一年十月

ヨコハマゼンソク

(四〇六総合医学研究所年報より抜抄)  
産業衛生及び職業病雑誌

神奈川県衛生研究所訳

神奈川県商工部

一九五二年度四〇六総合医学研究所年報

P 一〇三〜一〇八

アレルギー調査…植物学的研究、大気汚染研究、横浜喘息と大気汚染

アレルギー調査

アレルギー調査部の主要目的は、横浜喘息で知られた地区の実態を継続的に調査することである。この疾病の徴候とか従来の研究の概要等は既に発表されている。

アレルギーの調査には花粉と菌類芽胞の研究が重要と考えられたが結論を得るに至らなかつた。

この疾病の多くの症状を見ると、米国に於いて多くの工業都市に見られるような大気汚染に基因するケースではないかと予想された。大気汚染及び地形的気象的諸条件によつて発生する「スモッグ」(煙霧, Smog) が原因と考えられる。横浜喘息の患者の症状は「スモッグ」による被害者の症状に非常によく似ている。

右述の理由によつて、一九五二年の後半は横浜の大気汚染の調査を行った。(第十三表)

植物学的研究

一九五二年の前半はアレルギー抽出物を調製するために、*Alternaria*, *Homodendron*, *Aspergillus* 及び *Puccinia* 等の黴と銹黴類の培養を行った。

一月から三月の間に大気中から採取したスライドに数多くの *Allernaria* と *Aspergillus* の孢子及び稲藁のくずを見つけた。

またこの期間□藻と羊歯の芽胞を研究した。藻を乾燥したり包装したりすることは冬の東京湾周辺の重要な工業の一つである。

第二三表 アレルギー部の実施した研究

抽出した物質.....	一一
花粉スライド作製のために集めた植物.....	二二七
微数計算を行つた平板培地数.....	八二

作成した菌アレルギー抽出物.....一九

横浜の大気検査.....五四一

横浜喘息発生数の把握.....五八七

三月から六月にかけての早春の頃、スライド上に認められた花粉のうちで、喘息に最も関係があると思われたのは、四月に杉の花粉五月に松の花粉があつた。この二つの植物は日本中どこにでもあり、とりわけ杉の木立の多い横浜周辺に多く見られた。 *Betula*, *Ginkgo*, *Casanea*, *Acacia* 及び *Alnus* の花粉も認められたが前記二つの植物よりも少ないのが普通であつた。

夏期になると各種の庭花が咲くが殆ど虫媒花でこの研究にはさして意義はない。またこの期間は横浜喘息の発生は極めて少ない。

六月七月は雨季には限り、芝生のような風媒花でも花粉の散布を抑制される。

秋期は他の季節に比して枯草熱を誘発するような植物が多くなる。

米国の大部分と同様に、横浜周辺にも枯草熱を起す *Amaranth* (アマ) *Chenopods* (アリタ草) *Atriplexes* (アト) 及び *Ambrosia* (ブタ草) *Xanthium* (オナモミ) *Solidago* (キリン草) *Artemisia* (ヨメナ) 及び *Chrysanthemum* (菊) のような菊科の類の雑草が多い。これ等の植物は八月半ばに開花をはじめ、初霜の頃まで続く。

この地区の喘息の多くのものが枯草熱を誘発する花粉に基固するこ  
とはありそうである。しかし横浜喘息の最も多発する時期は色々の  
種類の花粉が少ないときである。臨床的に横浜喘息の多発する時期  
の花粉、芽胞について検索したが何の結論も得られなかつた。

#### 大気汚染研究

横浜の大気の組成は一定していない。多種多様の工業副産物のため  
に、汚染原因物質も種々雑多な訳である。まず第一に考えられるの  
は燃料の燃焼である。液体燃料及びガス燃料は亜硫酸ガスやメタ  
ン、アセチレン、アルデヒド類、フェノール類、ケトン類、アンモ  
ニア、アルコール類等の多種類の有機性ガス及び蒸気を放出する。  
石炭の燃焼は煤、水蒸気、一酸化炭素、炭酸ガス、窒素酸化物、炭  
水化物及び有機酸類を放出する。

Los Angeles の研究者達の報告によればガソリンの燃焼のみによつ  
て毎日放出される大気汚染物質は次の如くである。

窒素酸化物	一三三・二トン
亜硫酸	二一〇〇
アルデヒド類	一〇〇
有機酸類	七〇
空気ゾル	二五〇

通常これ等の生成物は気象の動きによつて大気中から消散してしま  
うが、年間のある特定期間これ等の汚染物質は気温の逆転と微弱で  
風向の一定しない風や、高い丘、山等のために一地域に停滞するこ  
とがある。

横浜では冬期になるとこのような条件がすべて揃うので、「スモッグ」  
が長い間市を覆つて居り、こうした時、横浜喘息の発生が頂点  
に達する。

大気汚染の研究について四つの問題がある。

#### 一 大気汚染物質の決定

#### 二 汚染物質の定量

#### 三 気象の影響

#### 四 大気汚染、気象及び横浜喘息発生との相関関係

可検空気捕集場所は横浜陸軍病院裏の検査車内に設けられ、限られ  
た職員で有効な研究をするために、捕集は一日の中一九・〇〇時〜  
二四・〇〇時の間のみ実施した。この捕集時間は通常の勤務時間  
に支障を来さないこと。この時間の測定が一日の大気汚染の指標と  
なると考えられることの二つの利点があつた。

大気中の微量亜硫酸ガスの定量には Jacobs<sup>※</sup> のヨウ素法を採用し  
この方法が最良であることが判つた。

※窒素酸化物の定量も Jacobs 法を採用した。

ヨウ素法では、亜硫酸以外に、過酸化窒素等も操作を妨害するから正確な定量法と云えない(訳者註)

本法の概要は、吸収液として三五ccの五% KOH 溶液と五ccの三%  $\text{H}_2\text{O}_2$  溶液の混液を使用し、既知量の空気を捕集後、フェノールヂスルホン酸法で総硝酸根として定量する方法である。

オゾンの分析にはオゾンの  $\text{N}_2\text{N}_2\text{I}_2$  溶液に対する酸化性を利用した。遊離したヨウ素はチオ硫酸ナトリウム標準液で滴定する。この方法は他の酸化性物質の存在しない状態でのみ特異的であるから可検空気を濃厚過マンガン酸カリウム溶液とクロム酸溶液を通して酸化性物質を除去する。

塵埃量は〇から五までの塵埃係数によつて判定した。既知量(六・六m)の空気をエーテルで洗つたワットマン一号(径一一〇mm)の濾紙二枚を通して二時間半吸引する。塵埃がひつかかつてきた黒灰色の斑点を、活性炭を使用して作製した標準灰黒色表と比較する。この方法は空気中の塵埃粒子量の判定に高度の満足すべき結果を与えた。

エーテル可溶性空気ゾルの定量は塵埃測定終了後の濾紙を用いる。二枚の濾紙を小片に切り、予め減圧蒸溜して精製したエーテル二五

ccで一五〜二〇分浸出し、エーテルを濾過、重量既知の五〇ccピカーに入れ恒量になるまで減圧下で蒸発させ、ここに得た残渣を秤量する。

この重量が空気中のエーテル可溶性空気ゾル量を表わす。これは有機酸類、ケトン類、不飽和炭水化物、有機性過酸化物その他の混合物である。

風が弱く風向が交互に入れかわるような場合を除けば、風や雨があとということとは汚染空気の浄化に役立つ。大気汚染に関与する最も重要な気象現象は気温の逆転(Temperature inversion)である。この様な気象条件は大地と地表附近の空気の温度が大気より冷たく温度勾配(Thermal gradient)が逆転したときに起る。大気は乱流が殆ど全くななくなつて非常に安定し、工場排出物は希釈されなくなる。

気温の逆転の際、"スモッグ"が高度に生成するかどうかは、温い空気層の下面の高さ、逆転の持続期間、大気汚染源の存否にかかっている。

横浜及び近在の風向、風速、雨量及び気温逆転のデータは、米因第二、一四三気象分隊から提供された。しかし、あいにくなことに気温逆転のデータは一日に二回しか集められなかつたし、それも横浜か

ら六マイル離れた羽田飛行場のものであった。煙突の煙によつて肉眼的に観察出来るような低位置の気温逆転は横浜のものも記録することが出来た。

喘息の研究に気象が明らかに重要な要素となつてゐるということは多くの他の調査からも判明した。

雨が少なかつたり、降らない期間が長びいたり、風がおだやかであつたりすると、「スモッグ」が生成するのに理想的な条件となる。

低高度に温度の逆転はみられるようなときは、高い丘や山は大気停滞という悪影響を示す。そのとき汚染空気は拡散せず、また気温逆

転下の空気量は汚染物質を希釈するのに不十分である。このような場合空気中の多くの物質は好ましからざる濃度に達する。

横浜喘息と空気汚染

空気汚染の研究は尚完全な段階にあるわけでないから、決定的な結論を引用できないが、横浜喘息の要因の多くは空気汚染であることが確実に指摘し得る。データはまだ不完全ではあるが、次の報告は「スモッグ」のある日と「スモッグ」の殆どか全くない日に測定した汚染物質の平均値を調べたものである。

空気を採集した日の喘息患者の平均数は、スモッグのない日が二人、スモッグのある日が一一・四人であつた。

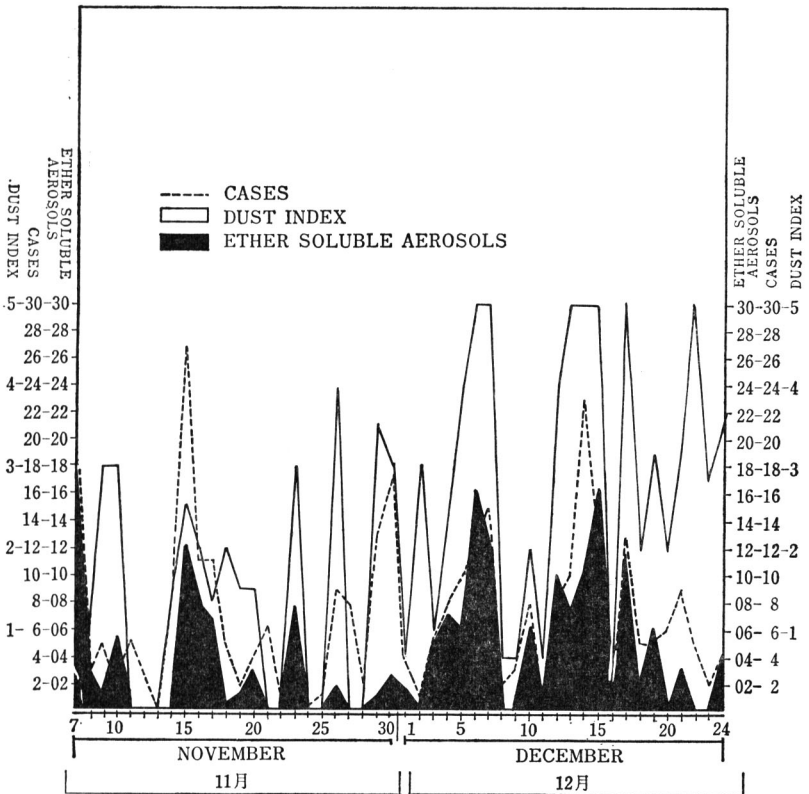
測定項目	スモッグのない日	スモッグのある日
エーテル可溶性ゾル	〇・〇一 mg/m <sup>3</sup>	〇・〇八一 mg/m <sup>3</sup>
塵埃係数	一・〇	三・八
亜硫酸	〇・〇七五 ppm (γ/l)	〇・一七 ppm (γ/l)
オゾン	〇・〇八一 ppm (γ/l)	〇・一七 ppm (γ/l)
窒素酸化物	〇・二六 ppm (γ/l)	〇・五〇 ppm (γ/l)

右掲の空気汚染物質中、エーテル可溶性空気ゾルと塵埃とは喘息の発生率に密接な関係がみられる。(第一図)

第一図

一九五二年十一月二十九日及び三十日の例外を除いては、相関関係は非常に明らかなようである。その二日間だけ適当な相関関係がみられなかつたということは、多くの要因があるのであらう。そのうちの若干について論議中である。次の四回にわたる調査に於いて、二日間もしくはそれ以上の期間スモッグが続いていたということは注意すべきである。この期間中喘息の発生は左に示すように極めて増加した。

第 1 図



第1図 “横浜喘息” 1952年11月～12月  
 毎日発生した喘息患者数と塵埃及びエーテル可溶性空気ゾルとの関係

期	間	日々発生した平均数
十一月	一五～一六日	一九人
十一月	二九～三〇日	一五人
十二月	五～六～七日	一三人
十二月	一二～一三～一四～一五日	一三人

各期間とも一日当りの患者の平均数はスモッグのあつた全期間の一日当りの平均数よりも相当高い。(平均一・四人)  
この実験記録と同時に気象データは一九五二年十一月三十日まで利用した。

これらのデータに基づいて、その期間中に於ける患者発生と気象条件とを比較してみると、次の如くである。

平均風速	スモッグのない日	スモッグのある日
平均雨量	一・二マイル/時	八・三マイル/時
患者平均数	〇・〇八二インチ 二・三人	〇・〇一二インチ 一・二・二人

明らかに若干の不一致はあるが、更に研究して喘息発生と温度変化

空気汚染及び他の気象状況との間の関係を確認する必要がある。高率の喘息発生と、高濃度の空気汚染とスモッグとの間にかなりの相関関係があることは注意すべきである。一般にスモッグの形成は低風速で雨が少ないか、全くないとき及び地上近くで温度逆転があるときなどの気象条件の場合に起り易い。

この研究中、若干の困難が生じた。それは主として喘息発生率把握の問題と職員の不定である。

発生率の把握と解釈には改むべき点が多い。ここに発生率としてあげられている患者は横浜陸軍病院に報告したものであり、また激しい呼吸困難を訴えたものだけである。多くの患者は気管支炎、鼻炎、副鼻腔炎及びその他の呼吸器患者として報告されていることは疑いもない。また一度診断をうけた患者のうち、再び軽い症状があつても報告したものは稀であつた。

喘息発生データの問題は職員の不足のために一層複雑化した。直接面接して個々のケースについて検討すべき人数の研究者が得られずその結果発病データは極めて不完全なものになつた。

人的制限のため、可検空気の捕集も一日に一九時から二四時の間だけしかできず、従つて大気汚染の判定も不正確であり、捕集時間の来るまでに雨や強風が浄化してしまうことが度々あつた。この様な



時、その日の実態に比して低い値や全くネガティブな結果を得た。横浜の地形は起伏が多く、喘息患者は広範囲に亘つて散在している。従つて十分な人間と準備ともつと多くの測定場所とが望ましい。この様な不都合を除去して、より明らかで正確な結果を得る様にした。

(神奈川県商工部工務課「公害審査委員会関係」(昭和三十一年) 神奈川県庁蔵)

### 三三 川崎市煤煙防止対策協議会調査報告

(表紙) 一 川崎市煤煙防止対策協議会調査報告書

昭和三十一年四月三十日

川崎市煤煙防止対策協議会

A 川崎市内地域別各学校の主要疾患と神奈川県平均との比較

昭和三十一年度において実施された学校衛生統計調査の結果より比較的煤煙によつて影響を持つと考へられる疾患

- ・ トラホーム
- ・ その他の眼疾
- ・ へんとう腺肥大
- ・ その他の鼻及びいん頭疾患

・ 結核性疾患

について県下全小中学校の総平均と川崎市内の

- a 大師 田島地区
- b 川崎 御幸地区
- c 中原 高津地区
- d 稲田 地区

の四地区ごとの小中学校の平均との比較検討をすれば次の通りである。

先づ小学校に於ける児童一〇〇〇人中の「トラホーム」<sup>(罹)</sup>り患者数は

県平均	三四人
市平均	三五人
大師 田島地区	五六人
川崎 御幸地区	五一人
中原 高津地区	一五人
稲田 地区	九人
となり、中学校に於いては	
県平均	三三人
市平均	三八人
大師 田島地区	五〇人

川崎 御幸地区 四八人  
 中原 高津地区 二八人  
 稲田 地区 六人

となる。これは川崎市衛生部に於て毎月発表しているデポジット・ゲージによる市内各地域別降塵量と比例している。

しかも川崎市内に於ける学校衛生の対策は他都市以上に徹底して行はれ、校医内海栄氏（新川橋病院々長）の談によれば学校衛生対策の不完全な昭和五年当時は田島地区の小学校児童の四〇%以上が眼科疾患を持つてゐたとの事であつて、積極的な予防、医療対策をもつてしてもなほ煤煙地帯児童にトラホーム<sup>〔罹〕</sup>患者の多いことを如実に示してゐる。

これはその他の眼疾についても同様の傾向が見られる。

その他の眼疾、小学校に於て一〇〇〇人中

県平均 五四人  
 市平均 七八人  
 大師 田島地区 一〇五人  
 川崎 御幸地区 七九人  
 中原 高津地区 七一人  
 稲田 地区 二三人

となり、中学校に於ては

県平均 四六人  
 市平均 五三人

大師 田島地区 六九人  
 川崎 御幸地区 六六人

中原 高津地区 四一人  
 稲田 地区 一五人

となる。

次にへんとう腺肥大<sup>〔罹〕</sup>り患者の場合小学校では

県平均 一三九人  
 市平均 一七二人

大師 田島地区 一七三人  
 川崎 御幸地区 二〇〇人

中原 高津地区 一五三人  
 稲田 地区 一五三人

中学校では

県平均 八八人  
 市平均 九二人  
 大師 田島地区 六七人

第1章 労働 社会状態

川崎 御幸地区 九八人  
 中原 高津地区 一一〇人  
 稲田 地区 六七人  
 となつてゐる。

これは煤煙粉塵等の、大小比重の關係から眼科疾患の原因となる煤じんよりも比較的微細なものが影響する疾病であることを証明する傾向とも云へるのであつて、煤煙塵埃発生地よりその周辺に影響を与へてゐるものと見られる。

これは、その他の鼻及びいん頭疾患の患者数にも同様の傾向を見せられている。その小学校では一〇〇〇人当り

県 平均 五五人  
 市 平均 九二人  
 大師 田島地区 六二人  
 川崎 御幸地区 九八人  
 中原 高津地区 一一三人  
 稲田 地区 六一人  
 となり、中学校では  
 県 平均 三〇人  
 市 平均 七七人

大師 田島地区 八七人  
 川崎 御幸地区 四八人  
 中原 高津地区 一〇一人  
 稲田 地区 二七人  
 となる。

次に結核性疾患の場合であるが、これもすべて県平均より上廻つてゐる。しかし結核性疾患は予防、早期治療等のため、<sup>〔罹〕</sup>り患者数と煤煙との連関性については多くの疑義を持つが参考のためにこれも列記することとした。

小学校一〇〇〇人につき結核性疾患<sup>〔罹〕</sup>り患者数は

県 平均 七・四人  
 市 平均 一一・八人  
 大師 田島地区 一一・〇人  
 川崎 御幸地区 一一・六人  
 中原 高津地区 一一・七人  
 稲田 地区 一五・八人  
 中学校の場合は  
 県 平均 五・七人  
 市 平均 一三・七人

大師田島地区 一七・八人

川崎御幸地区 一〇・二人

中原高津地区 一四・七人

稲田地区 六・六人

となる。こゝで注目されるのは県平均では小学校より中学校の方が一・七人少ないが川崎市平均では逆に一・九人多く、煤煙等公害の中心地とみられる、大師田島地区に於ては実に六・八人も多くなつてゐることである。

B 桜本小学校に於ける煤煙及び塵埃の調査

本調査は学童と教師が中心となつて測定したもので、その調査方法は至つて単純なものであるが、教育環境の実態調査として尊重されるべき資料と考へられるばかりでなく現在川崎市が行つてゐるデボジット・ゲージによる降下煤塵の調査がその方法に於て完全なものであつて、かどうかをチェックする一助になる。即ち戸外に於ける降下煤塵と室内へ散入する煤塵との関係を知らうとするものである。

一 測定の場合

a 川崎市桜本町一―二六

川崎市立桜本小学校第二部校舎二階の西南面の教室

b 近傍の工場

略

二 測定の時期

第一回

昭和三十二年一月十九日午后四時より  
昭和三十二年一月二十日午前八時まで 十六時間

当日は連日晴天つゞきの日で北西風三―五米、空気は乾燥してゐたが季節としては川崎の煤塵の最も少ない冬季であり、しかも冬季中の煤塵が特別多くも少くもない。中間的条件と思はれる日であつた。

第二回

昭和三十二年四月十四日午后四時より  
昭和三十二年四月十五日午前八時まで 十六時間

当日は曇天小雨の日であり北西風二―三米  
煤塵が最小と思はれる日

三 測定の方法

校庭に面した二階普通教室で全窓を締め、その内面を白木綿カ―テンで覆うた教室を使用し、午后四時教卓（教師用のテーブル〇・六m）の上に白模造紙を敷き固定し、翌朝午前八時紙上

の煤塵を集めて天秤にて測定した。

#### 四 測定の結果

##### 第一回

面積  $0 \cdot 6 \text{ m}^2$ の卓上に

煤塵  $3 \cdot 6 \text{ g}$ であつた。これは

$1 \text{ m}^2$ 当り  $6 \text{ g}$ であり

測定時間一六時間を二四時間とすれば

$9 \text{ g} / \text{m}^2 / \text{d}$  となる。

##### 第二回

面積  $0 \cdot 6 \text{ m}^2$ の卓上に

煤塵  $0 \cdot 6 \text{ g}$ であつた。これは

$1 \text{ m}^2$ 当り  $1 \text{ g}$ であり

測定時間一六時間を二四時間とすれば

$1 \cdot 5 \text{ g} / \text{m}^2 / \text{d}$ となる。

##### 五 測定に対する考察

本調査を担当した桜本小学校理科研究部は次の如き考察をしてゐる。

右記の測定は主として北西風の卓越する期間であり煤煙及び塵埃の比較的少ない時期である。

本校としては、むしろ五月から九月にかけての南西風の卓越する時期が煤煙塵埃になやまされる時期である。そしてその時期の風速により煤煙塵埃の濃が違ふようである。若しこの期間に南西側の教室の戸を開放した場合は一瞬にして教室一面が煤煙と塵埃のため覆われてしまうのである。

したがつて教室の清掃もいかに努力しても、その成果は現状において、なんとも手のほどこしようがない。

同時にこの煤煙と塵埃は児童の健康に及ぼす影響も大で胸部疾患及び眼疾（トラホーム、結膜炎等）の児童が多く今後に大きな問題を残している。

なお毎月コークス製造及び工場で吐き出すガスに覆いかぶされたときは、全く呼吸に困難を感じることがしばしばある。

右記の如く煤煙防止と同時に考えるべき問題と思う。

##### 六 本調査結果とデボジット・ゲージに依る降下煤塵調査との関連に於ける一考察

本調査の結果地上約 $5 \text{ m} \times 8 \text{ m}$ の教室で第一回調査で $1 \text{ m}^2$ 当り一日 $9 \text{ g}$ 、第二回で $1 \cdot 5 \text{ g}$ の煤塵の検出を見たが、これより $1 \text{ km}^2$ 当り一月の煤塵量を推算すれば、第一回二七〇t第二回四五tとなる。これに対して、川崎市調査のデボジット・ゲージによ

る降下煤塵量は桜本小学校に近くの測定点に於て左記の通りである。

月日	場所	測定値
三一年七月	桜本中学校	二二・五
三二年一月	臨港中学校	一九・二八
二月		二三・一八
三月		二四・三二
		一八・七一

単位  
トン／平方料／月

煤塵最盛期の一ヶ月一平方料当りの降下煤塵が冬季中間的な条件の日、室内で測定した実態の十分の一にも満たないほど少ないという矛盾した数値が発見されるが、これは現在のデボジット・ゲージが塵埃を避けて煤煙だけを捕捉しやうとし、その設置位置を地上より一〇～二〇mもの高さにも置くことに起因してゐる。

従つて学校や家庭の主婦の訴へる煤塵の被害と市調査降煤塵の量とは非常にかげはなれたものとなつてゐる。

従来川崎の煤塵は一ヶ月約四〇〇～五〇〇tとゆう常識も実際はデボジット・ゲージによる測定よりの推測であり、各家庭、地上等を基準とするときは月三、〇〇〇t～四、〇〇〇tを超

へるものであらうと推定される訳で少くとも一日一〇〇t以上の煤塵に川崎の街は覆はれ汚染されていることになる。

一 調査の目的  
c 煤煙等の家庭の主婦労働に及ぼす影響調査

この調査は煤煙防止対策の方途を定める一翼としていかに煤煙が家庭の主婦労働に、又は家計経済等に影響するか、これらの資料を得る目的のために行う。従つてこれによつて得た資料を此の目的以外には使用しない。

二 調査の範囲

川崎市域の内指定された地域で、別に定める方法により選出され、調査の時期に現在する普通世帯につき調査する。

三 調査の時期

昭和三十二年三月三十日午前零時現在による。但し、ある調査事項についてはその限りではない。

四 調査事項 調査票参照

五 調査の方法

単記票を用い主婦又はそれに代る者を調査票提出者とし、これに所定の事項を記入提出せしめる。但し提出者が記入困難の場合は

世帯員中適宜定める。

## 六 調査機関

調査地域の婦人会

調査員

調査世帯

## 七 結果の集計

煤煙防止対策協議会事務局において集計する。

## 八 事務日程

三月二五日 調査事務打合せ

三月三〇日 調査の期日

三月二六日

調査票を調査票提出者に配布記入方指導

三月三〇日

三月三一日

調査票を取集め内容審査

四月 六日

四月 七日 調査票を煤煙防止対策協議会事務局に提出する

九 調査票配布数 一〇、〇〇〇枚

十 調査票提出数 八、一八六枚

## 十一 考察

今回調査について集計分析中であるが、次期調査を夏季に行い

これと総合して報告書作成の予定である。

### d 学童成績品（図画）による教育環境差違の調査

煤煙、じん埃の学童の色感への影響について

川崎市立新町小学校教諭、平岡誠治氏を中心とする調査は、<sup>〔注二〕</sup>別添学童成績品（図画）の比較検討の上、次の考察を発表した。

南部地区の子供の絵は、暗く、濁つているといはれるが、その原因は……。

子供の絵が暗くなつたり、色彩が濁つたりする原因には多くの要素が含まれている。

絵具やパス類の取扱いの不慣れから、心ならずも濁つてしまうこと  
もあろう。又、教師の指導上の未熟さからそうなることもあり得る。  
しかし、川崎の南部地区の児童画に感じられる暗さや濁りは、もつ  
と根深いところに原因を含んでいるのではない。北部や、中部の  
児童の描く絵の中に暗いものや、濁つたものがないわけではない。  
それどころか、絵具や、その他の描画材料の取扱いに欠陥があれば  
大いにあり得るわけである。にも抱わず、南部の児童画は暗いと  
いわれるのは何故だろう。指導者の指導技術が北部よりも劣る故か。  
とんでもない話で、南部地区の教師の図工教育に対する熱意と研究  
は、何ら他の地区の者に引を取るとは考えられない。むしろ、より

熱心に指導している程なのである。試みに北部と南部の児童の絵を比較すると、北部の児童の作品は、たとえ濁ついても割合さつきぱりした気持良さが多少感じられるが、南部の作品の濁り方は、実に執つこい感じで、追求すれば、追求する程、更に暗く混濁してしまふといった相違がある。

一般に児童は、明るく鮮かな色彩の絵を好むものである。にも拘らず、自分が描く絵が暗くなつてしまふのは、児童の内面的な要求よりも、外的な圧力が強いからなのであろう。木といえ、煤煙に痛めつけられ、やつと生き永らえているといった風の、凡そ大自然の美しさ偉大さを感じさせるには程遠いものしか知らず、緑といえ、弱々しく、薄汚い、黒ずんだ緑より、見たことがなく、空といえ、灰色だと思つている。それが、児童の自然に対するすべてなのである。このような環境の中で生活している児童の、色彩に対する感覚

が、北部のみずみずしい自然の中で生活して来た児童の感覚と同じであるとは考へられない。だから、春の写生大会で、二子多摩川畔へ行つたときなど南部の子供は、新緑の土堤、対岸の美しい森や山、清らかな水、澄んだ空などに接して、ピツクリして興奮し、絵を描くことよりも、まず自然の恵みを全身の感覚で味わうといったように、草原に寝ころんだり、そこらを駆けずり廻つたりするのだ。

図工科の目的は、創造的な造形能力を養うことにあるのだが、結局「造形活動」を行うそれ以前の問題が触決されていなのが南部の実情なのだ。如何なる悪環境の下においても、それを克服して、十二分の効果を挙げ得るように努力するのが教育者だ、などと瘦我慢をしてはられない。被害を受けるのは児童なのだ。ゴミ箱の中にも美はある、などというのは、大人の感覚で物を考えている人の言う言葉だ。子供の欲求は、もつと健康で明るいものなのだ。

南部の子供達には、もつと自然と接する機会を多く与えてやるのが必要である。そして、自然の偉大なる力によつて、子供達の心の中にほのぼのとした感情を、養うようにすべきだと思ふ。

(神奈川県商工部工務課「公害審査委員会関係綴」(昭和三十二年)神奈川県庁蔵)

〔注一〕調査票省略。

〔注二〕別添省略。

### 三三 昭和三十二年度横浜 川崎市の公害に関する請願 陳情

る請願 陳情

三二工第一、四四九号

昭和三十二年十月四日

神奈川県知事

神奈川県事業場公害審査委員会



第1章 労働 社会状態

委員長殿  
 県議会に対し請願並に陳情のあつた公害問題について  
 県議会に対し請願並に陳情のあつた別記公害問題につき県議会企画  
 商工常任委員会に対し、これが処置に関し貴見可然具申されたくお  
 願いたします。

県議会に対し請願のあつた公害問題表

番号	請願 年 月 日	企画商工 常任委員 会付議	件名	要旨	紹介議員	提出者	備考
27	(30年)	30・9・27	公害防止 に関する 請願	川崎市が工業によ つて立市している ことは充分承知し ているが、ガス煤 煙による被害は大 なるものがあり、 これを無視するこ とは到底出来な い。よつて、之が 防止のため適切な 処置を速かに講 ぜられるよう請願 する。	近藤 節	川崎政治研 究会 代表 吉邨 明	30・10・4 "・12・16 "・1・21 31・3・15 "・6・23 "・9・25 "・12・17 32・3・18 "・7・1 継続審査
				石塚研究所は設立 一年になるが、同			

県議会に対し陳情のあつた公害問題表

番号	請願 年 月 日	企画商工 常任委員 会付議	件名	要旨	陳情者	備考
68	(31年)	31・12・12	石塚研究 所の公害 防止に関 する請願	所からでる塩素ガ スその他雑音汚水 等により附近住宅 においては被害続 出し、これが対策 のため地元有志が 会社側にこの改善 方を要望したが一 片の誠意も認めら れない。よつて県 商工部にも実地調 査方を依頼したが 周囲の状態は一日 の猶余も許さない までになっていた ので速かに会社 の設備が完備され るよう御配慮願 いたい。なお、設備の 完備まで作業を中 止させられたい。	小塚光治 片岡勝治 藤田純 代表	川崎市二子 五三一 岡本市之助 外二二七名 継続審査
				生麦方面一帯から		31・12・17 32・3・18 "・7・1

	(30年)				
	7	30・6・28			
		煤煙による公害防止に関する陳情			
		鶴見町、遠くは上末吉町又住宅地帯の東寺尾町一丁に亘り、初夏から初秋にかけて煤煙が多量に降りこのため住民は生活に難渋し商家は商品を台無しにしている実情であるので徹底的な防止方法を煩わしたい。			
			鶴見区鶴見町 三八 森川藤太郎 外二二一名		
継続審査	32・3・18	31・1・21	30・6・28	30・6・28	30・6・28

(神奈川県商工部工務課「公害審査委員会関係綴」(昭和三十三年)神奈川県)

庁蔵)

三番 朝日製鉄株式会社の公害問題(一一五)

(一)

三一重局第二、六〇六号

昭和三十一年十二月二十八日

通商産業省重工業局長

神奈川県知事殿

朝日製鉄株式会社の操業開始について

昭和三十一年十二月二十七日付三一工第二、一三六号貴翰を以て御

連絡の件については、当局として前記文書に添付の覚書第四項を了承いたしました。

については高炉操業につきよろしく御取計らい下さい。なお、当局より日本鋼管(株)あて別添文書のとおり依頼したことを申し添えます。

三一重局第二、六〇六号

昭和三十一年十二月二十八日

通商産業省重工業局長

日本鋼管株式会社社長殿

朝日製鉄株式会社の操業開始について

かねて懸案の標記の件について別添神奈川県知事発翰に接したので、本省として前記文書に添付の覚書第四項を了承する旨回答しました。

については貴社におかれましても同覚書の趣旨により、原料その他につき配慮されるようお願いいたします。

敬 書

横浜市鶴見区鶴見町一、三三〇番地所在朝日製鉄株式会社の高炉操業に関し朝日製鉄株式会社と朝日製鉄高炉設置反対期成同盟はこの覚書の各条を遵守することを確約する。

一 朝日製鉄株式会社の現在地(横浜市鶴見区鶴見町一、三三〇番

第1章 労働 社会状態

地以下同じ)における操業は、昭和三十二年一月十五日より昭和三十四年一月十四日までとする。

二 朝日製鉄株式会社は昭和三十四年一月十四日以降現在地における操業を完全に停止し、製鉄設備一切を速かに他に移転するものとする。

三 朝日製鉄株式会社は操業による騒音、粉じん、ガス、用廃水等の附近に及ぼす影響は最少限度に止めるよう最善の努力をなすものとし、万一公害の虞れある場合は別に定める操業監視委員会の決定に基づき無条件に操業を停止するものとする。

四 通商産業省は第一項の操業期間終了後及び前項操業停止の場合鉍石の配給停止の措置を講ずるものとする。

五 朝日製鉄株式会社は第三項による公害発生の場合の被害者に対する補償準備金として別に定める方法により一定の金額を積立てるものとする。

六 日本鋼管株式会社は朝日製鉄株式会社の高炉操業に関し、経営及び技術の援助指導を行うものとする。

七 本覚書に定めていない事項に関しては別に定める細目協定によるものとする。

この覚書の確実を証するため朝日製鉄株式会社、朝日製鉄熔高炉設

置反対期成同盟及び神奈川県が調印を了し各自一通を保管するものとする。

昭和参拾壹年拾貳月貳拾七日

東京都中央区銀座東七丁目六番地

朝日製鉄株式会社

取締役社長 平山新一

横浜市鶴見区鶴見町一、一七五番地

朝日製鉄熔高炉設置反対期成同盟

委員長 湯川次郎平

横浜市中区日本大通り一番地

神奈川県知事 内山岩太郎

代理副知事 矢柴信雄

立会人 横浜市神奈川区反町二六番地

横浜市長 平沼亮三

代理助役 田中省吾

同 鶴見区議員団代表 館豊次

同 鶴見区長 芹沢勇

細目協定

一 朝日製鉄株式会社は現在地において公害発生のもととなる如き施設の拡張を行わないものとする。

但し長谷川染色株式会社染色工場買収による敷地を製鉄設備以外の事務所又は倉庫に使用することを妨げない。

二 朝日製鉄株式会社の操業期間後の移転につき県は直ちに敷地あつせんを行うものとする。

三 朝日製鉄株式会社は附近住民の特別健康診断を励行することについて必要な経費を負担するものとし、これが実施は別に定める苦情処理委員会の決定に従うものとする。

四 朝日製鉄株式会社工場に近接する住民に対する特別措置は別途直ちに附属協定書によりこれを定めるものとする。

五 朝日製鉄株式会社は移転完了までの間において協定に関する責任回避となる如き会社の経営主体変更等を行つてはならないものとする。

六 井水汲上による地盤沈下の虜れについては公的専門機関に調査を依頼し適切な措置を講ずるものとする。

七 高炉操業に伴う原料、製品その他の運搬のため、交通事故を惹起せぬよう万全の措置をとるものとする。

八 その他必要と認める事項については苦情処理委員会において協

議決定するものとする。

細目協定第四項に基づく附属協定書

一 朝日製鉄株式会社はその高炉操業による長谷川染色株式会社染色工場に対する防じんの為に必要な施設を行うものとする。

二 長谷川染色株式会社染色工場の移転に伴う移転補償額の決定については県建築部並苦情処理委員会の意見を申し立てないものとする。但し朝日製鉄株式会社は昭和三十二年一月十四日迄に移転補償額を決定支払契約するものとする。

三 附近住民に公害が発生した場合においては操業監視委員会の決定に基き苦情処理委員会の裁定により補償準備金からこれを支払うものとする。

四 朝日製鉄株式会社は附近住民が過去において出費した負担を償うため一金百万円を反対期成同盟に支払うものとする。

五 朝日製鉄株式会社は附近住民の公共の福利厚生施設費として一金四百万円(老ケ年につき貳百万円宛)提供するものとする。

補償準備金要領

第1章 労働 社会状態

朝日製鉄株式会社高炉操業に関する覚書第五項による朝日製鉄株式会社が行う補償準備金積立は左によるものとする。

一 公害補償準備金は一金参百万円とし富士銀行鶴見支店に預金すること。

二 前項の補償準備金のほか更に積立を必要とする場合は操業監視委員会並に苦情処理委員会の決定に基き追加積立を行うものとする。

三 前項の預金は公害による附近住民の被害補償金又は見舞金以外支出してはならないこと。

四 前項による支出に際しては操業監視委員会並に苦情処理委員会の承認を得なければならないこと。

朝日製鉄株式会社操業監視委員会構成

一 神奈川県事業場公害審査委員会の専門小委員会として朝日製鉄株式会社操業監視委員会を設立し、その構成は左の通りとする。

神奈川県

委員長 事業場公害審査委員会 矢柴 信雄

委員 委 員 長

委員 鶴見区選出議員団团长 館 豊次

委員 神奈川県 事業場公害審査委員会 北川 徹三

委員 委 員

委員 日本鋼管株式会社

委員 神奈川県 工業試験所所長

北島 三省

委員 神奈川県 衛生研究所所長

児玉 威

委員 神奈川県商工部長

五神 辰雄

委員 鶴見区 長

芹沢 勇

朝日製鉄株式会社苦情処理委員会構成

一 朝日製鉄株式会社の高炉操業に係る苦情処理をする為朝日製鉄株式会社苦情処理委員会を置く。

その構成は左の通りとする。

委員長 神奈川県副知事 矢柴 信雄

委員 鶴見区選出議員団

館 豊次

委員 団 長

委員 朝日製鉄高炉設置  
反対期成同盟委員長

湯川 次郎平